

「令和5年度 電気自動車用急速充電器設置・運営事業に係る公募型プロポーザル」に関する質問に対する回答書

No.	書類名	頁数	区分	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領	1	1. 事業の概要 (1)-③	補助金申請について	申請に係るサポートとは、具体的にどこまでの範囲でしょうか。 補助金申請はあくまで設置者(貴所)であり、施工会社は補助金申請に合わせた工事図面や写真などの提供(サポート)でよろしいでしょうか。	補助金申請は発注者(愛川町)で行います。受注者は、申請に必要な情報のうち、発注者のみが作成できる内容(申請者本人確認書類など)以外のもの(現況(工事前)図面、工事図面、写真、工事内容、見積明細など)を発注者からの要請に応じて作成・提供してください。
2	実施要領	1	1. 事業の概要 (1)-⑤急速充電器の管理・運用	保守内容について	プレゼンテーションでは年間プランの内容でご説明し、詳細は契約時にご案内すればよろしいでしょうか。(年度区切り、設置月から1年など)	契約期間は年度区切りとなります。契約内容や契約期間、契約金額などは、令和5年度分と令和6年度以降分のそれぞれをプレゼンテーション時に提案してください。
3	実施要領	1	1-(4)-②年間運用費	税について	年間運用費の金額は税込み・税抜きのどちらでしょうか。(年間運用費には税表示がないため)	年間運用費は税込みの金額です。
4	実施要領	1	1. 事業の概要 (5)契約期間	契約期間について	2年目以降の契約はプラン内容を変更して提案・契約が可能でしょうか。	提案可能です。令和5年度分と令和6年度以降分の契約内容についてプレゼンテーション時に提案してください。
5	実施要領	1	1. 事業の概要 (5)契約期間	保守契約について	2年目以降、年間運用費の限度額を超えての提案は可能でしょうか。 (物価上昇による価格の見直しなどのため)	2年目以降についても、年間運用費の提案限度額を超えての提案は不可とします。ただし、契約締結後に物価上昇などのやむを得ない事情が発生した場合には、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。